



上海情報 2010年2~3月号

【情報提供】 【編集 / 提供】 (株)葵ビジネスコンサルタンツ

* 上海葵 Office; 上海青葉商務諮詢有限

: 021-6125-6817 (日本語専用線)

* 東京本部; 横田税務会計事務所内

東京都大田区東馬込 1-12-12 横田会計ビル 2F

: 03-3775-1220 URL: <http://www.aoibc.com>

【中国会計の実情】 現実とは……

中国;上海に戻って、約1年になりました。この間に見た、知った、今、実際に行われている中国会計についてです。この会計状況に関しては、OVTA セミナー時にも報告しています。(2010年1月;現在)

中国の会計レベルを4種類にまとめてみました。

	会計レベル	実情・ポイント	コンセプト
	中国会計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸方と借方の数字が不一致 ・ 摘要入力不十分 ・ B/S&P/Lの内訳が不明 『税務 Only』 ;費用を資産計上して、更に、償却費を計上しない 	非 Open 化 会計担当者だけの情報
	中国会計 ;上級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 摘要に5W1Hを入力 ・ 「B/S」に補助 を設定 	
-B	中国会計 ;上級	<u>中国会計の無視</u> ;2重帳簿で「中国会計」「日本会計」の両方を別々に、会計処理	Open 化
	国際会計	企業会計準則 「中国政府の確定」 ;日本基準よりも IAS に近い	
	IFRS	遠い・遠い「先々」 !	

解説

- ◇ 「中国会計」とは、現金主義で、「ボスが税務署」のソビエト共産主義会計になります。中国系はもちろん、外資系でも、大多数の法人は、このレベルでした。
- ◇ 「中国会計:上級レベル」とは、レベルでは流石に困るので、経営に役立たせるように「摘要に5W1H」を入力させて、「B/S」に補助 を設定させて与信管理等を行い、会計数字を経営に利用したい法人が採用していました。
;「5W1H」は、不正やリベート等の防止と購入品の明確化のために設定します
;B/S では補助科目ごとに、与信や仮払金・前払費用等を管理するために設定します。更に、明確化のために「広告費・顧問料」等でも設定します。
- ◇ 「-B:2重帳簿」です。中国法人の会計を「中国会計」で処理する一方で、日本

本社のために再度、別に「国際会計」基準で会計処理します。そのために、2重帳簿になっても仕方がないと割切っていました。

いくら解説しても、説明しても、自社の会計担当者が国際会計を理解できないと判断したのでしょうか？

- ◇ 「国際会計」は、IAS 基準で「中国会計」とは、コンセプトが違います。ボスが違います。複式簿記で処理していても、まったく、別な会計です。

国際会計とは、会計知識の所有者ならば、直ぐに、理解できる会計になり、最も重要な「説明責任」を果たしています。

- ◇ 「IFRS」は、数年の内には日本でも、中国でも開始するだろう会計レベルです。

「と」や「と」の各相違は、テクニックでしょうが、『』と『』の相違はコンセプトになります。

国際会計は説明責任を重視していますが、中国会計だとボスが税務署ですので、給与を支払ってくれる「総経理:社長」へ説明する必要性も感じていません。つまり、会計の「非 Open」化になり、会計担当者と CPA・税務局だけが、理解できれば良い会計になります。

例えるならば、テニスとテーブルテニス(卓球)とか、アイスホッケーとグラウンドホッケーのように、名称やルールが似ていたり、同じだったりしていても、まったくの別物と判断できます。

今後の問題点

- 大きな問題になると予想できるのが、中国系法人での期末「監査」ナシの現状になります。

中国系法人に対しては、「期末監査が不必要」とも言われています???

どうも、外資系法人だけが監査を受けているらしいです。もし、本当ならば、中国系法人は「会計責任者」の能力や意識によって、会計処理が大きく変動します。

- 万が一、中国で「」から「レベル;IFRS」に移行できたとしたら、奇跡でしょう。IFRS での会計処理ができたとしても表面的な事柄だけで、中身ナシの状況になりそうです。会計のコンセプトがまったく別物ですので、「何がなんだか判らない」状況が相変わらず続き、混迷がより深くなるだけと予想しています。

- ◇ 対処方法として、マズ、中国「企業会計準則」を購入して、会計担当者に読ませて、以後の意見や反論に「何章何条-何項目」に記載されていると言わせます。【中国のルール・常識・法規・慣習です】と絶対に言わせない事です。更に、【CPA や税務署の意見とか、通達です】と言われた場合で、必ず、証明書類を提出させてください。

【中国税務の傾向】

09年度から、多数の「税務細則」を税務局が出しているらしいです。目的はもちろん「徴税の強化」になります。各地の税務署;現場では、昨年までとまったく、違う【新】税務ルール・細則を当てはめられていますので、中国現地法人の方は、税務情報をまめに集める必要があります。

その内容は、予想されていた通りですので驚きはしませんが、今後の税務政策には注意が必要になりました。

- ・ 福利厚生費の給与算入
- ・ 交通費の給与算入
- ・ 金銭以外の現物支給品の給与算入
- ・ 会議費の損金不算入&給与算入 等

;以上のように、やはり、「**個人所得税**」関連に目が付けられているようです。

(F;記)

OVTA アドバイザー